

飛騨市告示第229号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和6年第2回飛騨市議会定例会を招集する。

令和6年6月11日

飛騨市長 都 竹 淳 也



記

1 日 時 令和6年6月18日(火) 午前10時00分

2 場 所 飛騨市役所 議事堂

令和6年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年6月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件	名
第1		会議録署名議員の指名	
第2		会期の決定	
第3	報告 第1号	令和5年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について	
第4	報告 第2号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について	
第5	報告 第3号	飛騨市土地開発公社の経営状況報告について	
第6	報告 第4号	損害賠償の額の決定について	
第7	承認 第3号	専決処分の承認を求めるについて(飛騨市税条例の一部を改正する条例)	
第8	承認 第4号	専決処分の承認を求めるについて(商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例)	
第9	承認 第5号	専決処分の承認を求めるについて(令和6年度飛騨市一般会計補正予算(専決第1号))	
第10	議案 第57号	飛騨市デジタル防災行政無線整備工事の請負契約の締結について	
第11	議案 第58号	財産の取得について(スクールバス)	
第12	議案 第59号	財産の取得について(小中学校校務用パソコン設備)	
第13	議案 第60号	財産の取得について(除雪ドーザ)	
第14	議案 第61号	財産の取得について(圧雪車)	
第15	議案 第62号	飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について	

令和6年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年6月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件	名
第16	議案 第63号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について	
第17	議案 第64号	飛騨市土地開発公社定款の一部を改正する定款について	
第18	議案 第65号	飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更について	
第19	議案 第66号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について	
第20	議案 第67号	飛騨市多機能型障がい者支援施設条例の一部を改正する条例について	
第21	議案 第68号	飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
第22	議案 第69号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
第23	議案 第70号	飛騨市教員住宅設置条例の一部を改正する条例について	
第24	議案 第71号	字区域の変更について(河合町角川XII地区)	
第25	議案 第72号	字区域の変更について(神岡町西VIII地区)	
第26	議案 第73号	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例について	
第27	議案 第74号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)	

○出席議員（13名）

1番	成昭子	廣孝	要二朗	美博憲子	子
2番	保				
3番	克利美	雅豊	浩史	清文	勝恵邦
4番					美
6番					
7番					
8番					
9番					
10番					
11番					
12番					
13番					
14番					

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者
の職氏名

市長	也史弘之郎	一	史弘之郎
副市長	さ徳樹	一	徳樹
教育長	和幸智郎	一	幸智郎
総務部長	樹康司	一	樹康司
企画部長	一	づ	一
市民福祉部長	淳弘尚	孝雄	弘尚
商工観光部長	賢あ久	英裕	孝雄
農林部長	久英裕	久英裕	賢あ久
基盤整備部長	久康丈	久康丈	英裕
環境水道部長	直友浩	直友浩	久康丈
教育委員会事務局長	竹井出	下谷	直友浩
会計管理者	藤下	森野	竹井出
消防長	田尻	畠野	藤下
病院事務局長	山村	森横	田尻
危機管理監	山庭	大渡	山村
財政課長	邊田	堀佐	山庭
	藤見	佐高	邊田
	畠上	高上	藤見

○職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	岡倉	和	和
書記	田坪	正	明

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（井端浩二）

本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから、令和6年第2回飛騨市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、2番、中田議員、3番、小笠原議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（井端浩二）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月18日から7月4日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月18日から7月4日までの17日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおりであります。議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査の結果についての報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

都竹市長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。本日、令和6年第2回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、ご参集を賜りありがとうございます。7月4日までの17日間、重要な案件についてご審議を賜ります。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

冒頭、まずもって5月11日に逝去されました故谷口敬信議員に心から哀悼の意を表したいと思います。亡くなる1か月ほど前の3月定例会の最終日、体調がすぐれない中、気力を振り絞って

この議場で採決に臨まれた光景が今も鮮明に思い出されます。責任感が強く、また、ユーモアにもあふれて、多くの方々に親しまれた谷口議員を失ったことが本当に寂しく、痛恨の極みでございます。ふるさとを愛し大切にされた谷口議員のご功績に感謝するとともに、しっかりと市政に取り組み、そのご遺志に応えてまいりたいと存じます。

それでは、お手元に配付しております行政報告の中から、3月定例会以降の市政の取り組みについて7点のご報告を申し上げます。

最初に、3月11日、月曜日、久美愛厚生病院、飛騨市健康ウォーキングガイド協会、飛騨市、3者によります「クアオルト健康ウォーキング推進に関する連携協定締結式」を開催いたしました。平成28年度の太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード受賞をきっかけに、市内での定例健康ウォーキング開催が定着してきましたが、かねてより本事業の根幹ともいるべき医療分野との連携が課題となっていました。今回の連携協定をきっかけとして、ウォーキング参加者の血圧・心拍数データの共有、蓄積などから医学的・科学的なエビデンスを確立いたしまして、例えば本事業を循環器系疾患を抱える方の心臓リハビリテーションの一つとして実施するなど、健康ウォーキングのさらなる普及を推進してまいりたいと考えております。併せて、従来の実践指導者養成に加えまして、気候性地形療法等のより医学的知識を持った指導者であるクアオルトテラポイトの養成も行ってまいります。今年度は事業の普及を目的として、久美愛厚生病院と連携したウォーキングイベントの開催も予定しており、多くの皆様にご参加いただけるよう周知してまいります。

次に、3月14日、木曜日、ペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクルに関する協定をサントリーグループと締結いたしました。「ボトル to ボトル」水平リサイクルは資源を繰り返し利用でき、新たに石油由来原料からペットボトルを作るのに比べてCO₂を約60%削減できます。また、市民が分別したペットボトルのリサイクル先が明確に見える化されることで、市民のリサイクル意識のさらなる向上につながることが期待され、持続可能な社会の実現に向け、脱炭素かつ循環型社会の推進にも寄与するものと考えております。こうしたことを踏まえまして、飛騨市とサントリーグループは持続可能な脱炭素社会への貢献という目指すべき姿が一致し、使用済みペットボトルを新たなペットボトルに生まれ変わらせる「ボトル to ボトル」水平リサイクルに協働で取り組んでいくための協定締結に至ったものでございます。なお、令和6年6月より引き渡しを開始しております、今年度は約45トン、500ミリリットルペットボトルに換算して約225万本分ですが、これの搬出を予定しております。

続きまして、3月26日、火曜日にダイバーシティのまちづくり宣言検討委員会の皆さんから、「飛騨市ダイバーシティ宣言～ともに幸せを描こう～」を受け取りました。検討委員会では、昨年7月に開催した一般財団法人ダイバーシティ研究所、代表理事の田村太郎氏を招いての講演会を皮切りに、10月まで毎月テーマを絞って勉強会を開催し、その勉強会の後には毎回ワークショップ形式でお互いの意見や感想を共有し理解を深め、この宣言を作成いただいたところでございます。今後は市内企業などと連携した啓発活動や勉強会等の実施を通じ、飛騨市ダイバーシティ宣言の理念を広め、年齢や性別、障害の有無、国籍、人種など様々な違いを持った人々が自分らしく共存し、互いに認め合いながら、それぞれの幸せを追求できるまちづくりをより一層推進してまいりたいと考えております。

次に、4月5日、金曜日、飛騨市と市内事業者を含めた3団体に対するFSC（森林管理協議会）が運営する国際的な認定制度によるFSC認証授与式が行われました。FSC認証とは、森の動物や植物、そこで働く人たち、暮らす人たちに配慮し、将来も豊かな森を維持できるよう管理された森の木材から作られた製品を消費者に届けるための制度でございます。飛騨市は、森林管理が行われていることを認証する森林管理認証を受け、市内事業者の株式会社西野製材所と株式会社飛騨の森でクマは踊るは、森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する加工・流通管理認証を受けられたところでございます。今後は、FSC認証材の加工・売買に関する流通において力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、一昨日の6月16日、日曜日、これまでの市操法大会に代わる、消防団員の消火技術習得確認を目的とした飛衛消火訓練会が開催されました。この訓練会は、従来の操法大会とは違い採点やタイム測定、順位づけは行わず、事前に付与された想定に対して団員自らが動きを考え、その活動を評価するものでございます。操法大会ではどうしても減点項目に目が行きがちになりますが、飛衛消火訓練会では、評価者は団員各位のよかつた点や工夫した点を評価することに心がけたため、評価を受けた団員には訓練に対して満足感を持って帰っていただくことができたものと思っております。飛騨市消防団では、団員の負担軽減を図りながら現場対応能力を向上させるため「N E O 飛騨市消防団」をキャッチフレーズに、式典・行事から訓練へシフトする改革を進めており、この飛衛消火訓練会もその一つであります。これらの改革は、持続可能な飛騨市消防団対策の一環として行われるものでありまして、新入団員の確保や既存団員の減員抑制を目的として、消防団を中心に今後も進められていくものと考えております。

次に、6月12日、水曜日に開催されました全国市長会議に関連いたしまして、私の市長会役員の就任についてご報告させていただきます。4月26日、金曜日に中津川市で開催されました岐阜県市長会議において、今年度の岐阜県市長会会長として選出されました。さらに東海4県の都市自治体首長により構成される東海市長会においても、輪番制により今年は岐阜県市長会会長が東海市長会会長に就任することとなっており、5月16日、木曜日に小牧市で開催された東海市長会通常総会において同職への就任も決定されたところでございます。加えて、6月12日、水曜日に東京で行われました全国市長会議での役員改選において、全国市長会東海支部長及び全国市長会社会文教委員会委員長の職も拝命することとなりました。このうち社会文教委員会委員長については、全国市長会からの指名によるものでございまして、厚生労働行政、文部科学行政に関する施策を所管し、全国市長会としての意見を取りまとめ、代表して国への要望、折衝等に当たる役割となっております。いずれも任期は全国市長会議開催日が基準とされていることから、令和6年6月12日から来年の全国市長会議開催日である令和7年6月4日までとなっております。各種役員就任に伴いまして出張の機会や行事出席も増える見込みであり、不在となることもあるかと思いますが、市の公務に支障のないよう努めてまいりますのでご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に、児童生徒の活躍についてご報告いたします。3月23日から3月27日に長野県上田市の菅平パインビークオオマツスキー場で開催されました「JOCジュニアオリンピック2024全日本ジュニアスキー選手権大会」において、神岡小学校6年、現神岡中学校1年生の中田翔太選手が男子小学生の部の県代表として出場されました。また、3月29日から3月31日に京都府亀岡市で

開催されました「文部科学大臣旗 未来くん杯第18回全国中学生空手道選抜大会」に、令和5年度岐阜県中学生空手同選抜大会で全国大会への出場を決めた、古川中学校2年、現古川中学校3年でございますが、山腰虎丸選手が出場をされました。全ての子供たちのこれまでの日々の努力をたたえるとともに、今後のさらなる活躍に期待し、私からの行政報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で市長の発言を終わります。

それではここで市長より、今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは続きまして、今議会に提案しております案件についてご説明を申し上げます。

今回は報告案件が4件、承認案件が3件、契約案件が1件、財産の取得が4件、条例改正が7件、土地開発公社定款の改正が1件、過疎地域持続的発展計画の変更が1件、岐阜県後期高齢者医療広域連合が処理する事務及び規約の変更に関する協議が1件、字区域の変更が2件、補正予算が1件の合計25案件でございます。

報告案件でございますが、令和5年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書は、物価高騰対策指定管理者支援事業ほか25事業でございます。次に、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計繰越計算書は、飛騨市民病院の往診車購入に係る事業でございます。損害賠償の額の決定につきましては、公用車による住宅ブロック塀損傷事故によるもの及び市営バスによる車両損傷事故による損害賠償額の決定でございます。そのほか飛騨市土地開発公社の経営状況報告が1件の合計4件でございます。

次に、土地開発公社定款の改正ですが、理事会の簡易な議決事項について書面表決を認めるための改正であります。

過疎地域持続的発展計画の変更は、事業の追加に伴う計画の変更。岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議は、法律等の改正に伴い規約を変更するものでございます。

字区域の変更につきましては、いずれも地籍調査事業に伴う変更です。

議案の中で即決議案としてお願いする案件といたしまして、一般会計補正予算（専決第1号）、飛騨市税条例の一部を改正する条例ほか専決処分の承認が3件、工事の請負契約の締結が1件、スクールバスほか財産の取得が4件の合計8件でございます。

なお、条例改正、補正予算につきましては、後ほど説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第1号 令和5年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎議長（井端浩二）

日程第3、報告第1号、令和5年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは報告第1号についてご説明申し上げます。

別紙事業について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和5年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

次ページをお願いいたします。物価高騰対策指定管理者支援事業から、次ページ最終、公共土木施設災害復旧事業までの25事業に係る繰越明許費繰越計算書につきまして報告するものです。15番、21番は令和5年6月議会、17番は令和5年12月議会、3番は令和6年1月専決予算、その他につきましては本年3月議会において議決をいたしております。繰り越しの理由ですが、主に国の交付金を活用するにあたり制度上繰り越しをする必要があるもの、また、関係機関及び地元の調整等に不測の日時を要したこと等によるものでございます。翌年度に繰り越す額は総額6億3,800万円で、財源内訳は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第1号を終わります。

◆日程第4 報告第2号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について

◎議長（井端浩二）

日程第4、報告第2号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

報告第2号についてご説明申し上げます。

別紙事業について、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するので、同条第3項の規定に基づき、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

次ページをお願いいたします。事業名は往診車購入事業ですが、入札の結果、納入予定の車両メーカーが大規模なリコールとなったことから納品に期間を要し、年度内の事業完了が困難となつたものです。翌年度に繰り越す額は310万2,000円で、財源内訳は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第2号を終わります。

◆日程第5 報告第3号 飛騨市土地開発公社経営状況報告について

◎議長（井端浩二）

日程第5、報告第3号、飛騨市土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。説明を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

報告第3号、飛騨市土地開発公社の経営状況についてご報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、飛騨市土地開発公社令和5年度事業報告及び決算に関する書類並びに令和6年度事業計画及び予算に関する書類について別紙のとおり報告いたします。

2ページをお開きください。令和5年度の事業報告書でございます。当公社はご承知のとおり鮎ノ瀬団地の販売を行っておりますが、令和5年度における販売対象区画は1区画であり、当該年度において売却ができ、これをもって完売となりました。最終的な決算といたしましては107万4,000円の純利益の計上となりました。完売いたしましたので、令和5年度末の完成土地、保有高はございません。なお、当公社は固定負債を有しておらず、健全経営を確保しております。

次に、（2）理事会、（3）監査の状況ですが、ご覧のとおり開催しております。

3ページをご覧ください。令和5年度の決算報告書でございます。明細書でご説明いたしたいと思いますので、恐れ入りますが8ページをご覧ください。収益的収入となります。上段の営業収益につきましては、1区画分売却益を計上しております。下段の事業外収益については、国債による運用を行っておりますので利息分を計上しております。収入合計は590万805円となりました。

次に、9ページをご覧ください。収益的支出でございます。上段の営業費用には、1区画の売却原価及び一般管理費として諸経費を計上しております。理事会等運営の人事費、公社運営のための人事費支出でございまして、合計は482万6,298円となりました。

次に、少し戻って4ページをお願いいたします。損益計算書となります。先ほど明細書にてご説明した収入と支出の差107万4,507円が下から3行目、当期純利益となります。なお、準備金合計は1億4,421万9,834円となります。

5ページをお願いいたします。貸借対照表になります。まず資産の部ですが、1、流動資産といたしまして、現金及び預金が2,474万2,386円、固定資産が投資有価証券で1億2,997万7,448円、資産合計は1億5,471万9,834円となります。次に負債の部ですが、こちらはございません。次に

資本の部ですが、変更はなく、資本金は1,050万円です。準備金は先ほど申し上げた金額を計上しており、負債・資本合計は1億5,471万9,834円となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書になります。まず、表の左側、1の事業活動によるキャッシュ・フローは、最下段にあります564万3,890円となりました。最終的な期末におけるキャッシュの残高は2,474万2,386円です。

次に、7ページ、財産目録をお願いいたします。表の中ほど、固定資産に令和4年度で取得いたしました国債を計上しております。そのほかはご覧のとおりです。

次に、11ページをお願いいたします。完成土地等明細表ですが、冒頭に申し上げたように全区画を完売いたしましたので期末残高はございません。

次に、13ページをお願いいたします。決算監査の意見書になります。監査の結果、「適正に執行されており、経理上指摘すべき点はなかった。」という総括意見をいただいております。

続きまして、15ページをお願いいたします。ここからは令和6年度の事業計画及び予算についてご報告いたします。まず、事業計画につきましては売却すべき土地がございませんので計画はございません。

次に、16ページをお願いいたします。令和6年度の予算となります。説明につきましては少し飛んでいただきまして21ページをお願いいたします。こちらの予算説明書にてご説明をさせていただきます。まず収入ですが、2項の営業外収益といたしまして国債の運用益130万円を計上しております。次に支出ですけれど、営業費用といたしまして一般管理費を計上いたしました。結果、予備費を加えました支出合計は48万円となります。

なお、17ページから20ページにあります予定の財務諸表につきましては説明を省略させていただきます。

以上で土地開発公社の経営状況報告を終わらせていただきます。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（井端浩二）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（籠山恵美子）

最後の土地が売れたのは何よりだと思います。飛騨市土地開発公社の市としての今後の方針ですけれども、今の説明ですと売却という計画もない、土地取得の計画もないということになりますと、飛騨市土地開発公社の目的である先行投資した土地取得というものの予定がないということは、いずれ解散するというようなそういう方針があるんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

決算の報告を昨年の議会においてもご説明をさせていただいたかと記憶しておりますけれども、確かに現時点におきましては先行取得すべき土地のそういう案件はございません。しかし、理事会等において理事の皆様方とも協議をさせていただきましたが、もしかすると取得すべき土地というような案件が出てくる可能性があると。とりあえずのときのために備えて、飛騨市土地開発公社はこのまま存続をさせましょうというような結論を得ているのが現状でございます。

○13番（籠山恵美子）

将来あるかもしれないということで残しておくということですけど、要するにこういうところに関わっている理事の方あるいは職員の方、今働き方改革ということを言われていますし、こういう財政の苦しい中での資産の整理ということで言うと、これからインフラ整備というのはかなり進んでいる。土地絡みの整備が進んでいる飛騨市だと思います。県でももう既に解散している県というのが結構出てきますよね。そういうことでいうと飛騨市土地開発公社が持っている流動資産とか財産などを適正に整理をしていくのも一つの手ではないかなと思うんですけれども、市長はいかがお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これは理事長が副市長になっているので、副市長から答弁いたします。

◎議長（井端浩二）

副市長、お願いします。

□副市長（藤井弘史）

理事長になっております私のほうから答弁いたします。ようやく令和5年度に鮎ノ瀬団地で残っておりました懸案の1件が売れたということなんですが、企画部長も申しましたように飛騨市土地開発公社はいつ何どき新たな案件というものがぽつと出てくるか現時点はまだ分からぬということで、令和5年度で完売になったばかりでございますので、当面は様子を見させていただきたいなと。やっぱり先行取得というのはいつ発生するか分からないということで、飛騨市土地開発公社の存続意義というものもあるものですから、そういったことを踏まえて当面この状態で保たせていただきたいと思っています。

○13番（籠山恵美子）

飛騨市土地開発公社が抱える取得のための資産というか金額的なものは、やはりこれぐらいは持っておかないとという感じですか。もう少し縮小するとか、必要ならば市は100%出資ですからそのときに都合をつけるということもありそうですけれども、この額は維持したいということですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□副市長（藤井弘史）

いつ何どき、どのぐらいの土地というのも想定ができないものですから、とりあえず今はこの額で持っておきたい。ただ、今後様子を見て検討していくみたいなということは思っているところでございます。

○14番（高原邦子）

私も本当に売れてよかったですと思っているんですが、今話を聞いてるといつ手に入るか分からぬとかいろいろなことを言っていて、私は飛騨市土地開発公社の存続は必要だなと考えてる者なんです。これから先災害とかが起きやすい土地が飛騨市の中にはありますよね。まちづくりの中で必要となってくることってあると思うので、将来どのような町にしていくのか、市長はコン

パクトシティとかそういうものは考えていらっしゃらないということは聞いているんですが、さっき言わされたようにいつ何どき、どうなるかというそれは理解するんですが、そこにもう一つ、副市長にはどのような町をつくるために土地が必要か、それを生かしていくかという観点で研究していってもらいたいです。来年の報告があるかどうか分かりませんけど、計画もしっかりと見せていただいて報告をいただけるとありがたいなと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□副市長（藤井弘史）

今議員がおっしゃられましたようにいつ何どき、土地の先行取得というものが出てくるか分かりません。こちらのほうは市が一方的にということでもなくて、理事の皆さんのがいらっしゃいますのでしっかりとそこで協議をしながら、市の地域振興のためにもしっかりと検討していきたいなということを思っているところでございます。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

以上で質疑を終結し、報告第3号を終わります。

◆日程第6 報告第4号 損害賠償の額の決定について

◎議長（井端浩二）

日程第6、報告第4号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

報告第4号についてご説明します。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

下記表の番号1の案件についてご説明いたします。発生日時・場所、令和6年3月7日、午前10時55分頃。場所は飛騨市古川町。事故の概要ですが、市職員が公用車運転中、前進で左折をしたところ、車両の左後方が住宅のブロック塀に接触し破損させたものです。相手方については記載のとおりです。相手方損害額は9万3,500円、市の過失割合は100%です。損害賠償金9万3,500円は全て保険金で対応するものです。専決年月日は令和6年4月16日、専決第5号です。

以上で説明を終わります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

続きまして、総務部の案件につきましてご説明申し上げます。

発生日時・場所ですが、令和6年1月26日、午後12時30分頃。場所は飛騨市神岡町地内です。事故の概要は、運行委託業者職員が運転する市営バスひだまるかみおか循環線車両が交差点へ進入したところ、同交差点に進入してきた相手車両と出会い頭に衝突し、相手方車両前方右側箇所を損傷させたものでございます。相手方は記載のとおりです。相手方損害額は45万4,000円、市の過失割合は50%。損害賠償金は22万7,000円、全額保険金で充当されます。専決年月日は令和6年4月24日、専決第6号となります。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（高原邦子）

3月の事故のほうが早く専決し、1月の事故のほうは後に専決になっているんですが、どういった理由でございますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

これにつきましては示談日の関係で、うちのほうの示談日が後になったということでございます。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（野村勝憲）

2つとも共通するんですけど、これは相手方があるものですけど、こちらの車両はどのくらいの被害だったんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

手元に資料がないんですけども、昨日も写真等で確認をしてきたんですけど、うちのほうとしては大きな損害はなかったということで聞いております。

□基盤整備部長（森英樹）

基盤整備部の案件ですが、車と住宅の外壁が接触して少し傷がついた程度の損傷でございました。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（籠山恵美子）

この機会に聞きますけれども、損傷の度合いというより、もしかすると道路交通法上どちらに過失が多くということもあると思うんですけども、珍しく、いつもは市の過失割合が100%と出ているんですけど、50%ということは今までの経験から見ると相手方の過失が大きかったのではないかかなという感じがします。それでもここまで長引いて50%、50%でけりがついたのかなと

いう気がしますけれども、もうちょっと詳しくそのときの事情を説明していただけますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

この過失割合というのは警察のほうや保険会社等々で決められるわけでございますけど、交差点の中で両方車両が動いていたということでございますので、50%になった詳細までは私のほうでも把握はしておりませんけども、どうしても交差点の中で出会い頭で両方動いていたということでお50%と聞いております。

○13番（籠山恵美子）

つまりこの交差点は信号のない交差点だったということですか。状況がよく見えないんですよ。もうちょっと詳しく説明してください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

信号のない街中の交差点ということです。うちのほうは直進しようとしていた。向こう側から見ると左折になるんですけど、そこへこういう感じでぶつかってきたということです。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

以上で質疑を終結し、報告第4号を終わります。

◆日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて

（飛騨市税条例の一部を改正する条例）

◎議長（井端浩二）

日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（飛騨市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、承認第3号につきましてご説明申し上げます。

本件は、飛騨市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

45ページの要旨をご覧いただきたいと思います。今回の提案理由は、地方税法の改正に伴う改正でございます。制定改廃の根拠等は記載のとおりでございます。

それでは、条例の概要につきましてご説明申し上げます。まず、1、市民税の関係でございます。（1）は、能登半島地震災害に係る雑損控除の特例措置の適用です。雑損控除は地震や火事などで損害を受けた場合に適用する所得控除で、基本、当該年における所得から控除されるものです。今回の震災は発災日が1月1日と令和5年度分所得税の課税期間と極めて近接しているこ

となど総合的に勘案し、納税義務者の選択により、令和5年度において生じた損失の金額とみなすことを可能とするものです。なお、当市で今のところの該当者はありません。（2）は、個人市民税の特別税額控除の実施です。この案件に関しては先般の全員協議会においても詳細について説明しましたが、納税義務者及びその同一生計配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円、令和6年度分の住民税所得割額から控除するものです。また、46ページの下段ですが、譲渡所得等の分離課税による税額からも控除できる旨を記載しております。

47ページをお願いいたします。次に、2、固定資産税関係です。（1）は、わがまち特例の割合を定める規定の適用です。わがまち特例は地方公共団体が地域の実情に合わせ課税標準額の軽減の程度を定めることができるもので、今回新たな対象が追加されました。1つ目は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する出力が1万キロワット以上2万キロワット未満のバイオマス発電設備のうち、一般木質・農作物残渣区分に該当するものです。課税標準の特例割合は14分の11とします。現在、市内での該当案件はございません。次に、2つ目ですが、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出を目指す区域において、市による公共施設の整備等と一体的に民間事業者が、民地のオープン化や建物低層部のオープン化を行った場合、課税標準の特例割合を2分の1とするものです。こちらは主に再開発などが対象となります。現在、市内での該当案件はございません。（2）は、新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅の特例の適用です。これはマンションの区分所有者から個々に申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当する場合は一括して特例を適用できることとするものです。手続きの簡略化を図るものでございます。なお、現在市内での該当案件はございません。（3）は、固定資産税（土地）の負担調整措置等の継続です。負担調整とは基本的に土地の上昇局面において税額の上昇を緩やかにする制度ですが、制度の運用上、同じ評価額でも課税の基礎となる課税標準額が異なり、どうしても税額に差異が生じます。そこで全国的に税負担の均衡を促進する観点から同措置を継続するものです。また、固定資産税の基礎となる土地の評価は3年ごとに見直されます。つまり3年間は同じ評価額ですが、下落局面においては、2年目の税額は現在の実勢評価に対し高い税額を払うこととなります。そこで、著しい下落においては毎年度下落修正を行い、土地の評価を見直すことで適正な税負担を調整するもので、この制度においても継続するものです。なお、これらの措置は現在当市でも行われており、単に継続するものでございます。

次に、3、特別土地保有税関係です。特別土地保有税は、土地の買い占め等により過剰な価格上昇を防ぐ目的で制定された税制でございますが、既に平成15年度からは課税停止となり、現在も停止中です。しかし、制度及び条例は現在も存在するため、期限が切れる課税の特例措置について3年間延長するものです。単に延長です。

次に、4、減免事由に該当することが明らかな場合の職権による減免です。現行の規定では、地方税の減免措置は条例による適用が明らかな場合でも、受けようとする者は申告書の提出が必要となります。今回の改正により、固定資産税の災害減免等について職権による減免を可能とするもので、手続きの簡略化、スピード化による市民サービスの向上が図られます。

次に、市民への影響等です。いずれの改正も該当者には有利な改正となります。併せて備考欄をお願いします。それぞれの改正に際し、現状を記載しております。1－（1）能登半島地震の関係は令和6年1月1日現在で飛騨市に住所があり、災害により家財等に損失を生じた方が対象

となるため限定的でございます。1－（2）市民税の特別減税については、約1万7,000人と見込んでおります。2－（1）と（2）固定資産税のわがまち特例及びマンションの特例については、現時点での対象物件はございません。3、特別土地保有税につきましては、課税停止につき対象者はありません。2－（3）、固定資産税の負担調整率等の継続については、市内全域の宅地において下落または据え置きを想定しております。4、職権による減免については、固定資産税の生活保護減免や、大規模災害による減免を想定しております。

最後に施行日ですが、令和6年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◆日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて

（商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

◎議長（井端浩二）

日程第8、承認第4号、専決処分の承認を求めるについて（商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

承認第4号についてご説明申し上げます。

本件は、商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

5ページの要旨をご覧ください。今回の提案理由は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴う改正です。制定改廃の根拠等は記載のとおりです。

それでは、条例の概要につきましてご説明申し上げます。過疎地域持続的発展計画いわゆる過疎計画に記載されました産業振興促進区域内（市内全域）において、製造業等に供する設備の取得等をした者について固定資産税の課税から3年間課税免除するという制度がございます。一般的には過疎法減免といわれるものでございます。その失効期限を3年間延長するものでございます。現在は令和6年3月31日でございましたけども、令和9年3月31日までということでございます。

次に、市民への影響等です。対象となる者には有利となる改正です。併せて備考欄をご覧ください。それぞれの年度における本制度の新規案件となります。

最後に施行日でございます。令和6年3月31日となります。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第4号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

異議なしと認めます。よって、承認第4号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◆日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求ることについて

(令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号）)

◎議長（井端浩二）

日程第9、承認第5号、専決処分の承認を求ることについて（令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは承認第5号につきましてご説明申し上げます。

本件は、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号）について、令和6年6月4日専決処分を行いましたので報告し、承認を求めるものでございます。

3ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に7,000万円を追加し、予算の総額を193億2,000万円とするものでございます。今回の予算は本年5月28日に発生した豪雨により被災した箇所の復旧費用であり、8月に予定される国の査定に向け速やかに事業着手する必要があったことから専決処分したものでございます。

7ページをご覧ください。歳出になります。林道1路線、市道3路線、河川4か所、急傾斜地1か所及び小災害55か所の復旧に向けた測量設計費や工事費のほか、土砂上げ等に必要となる重機借上料などを計上しております。

次に1ページ戻っていただきまして、6ページをご覧ください。歳入になります。通常、災害復旧費は国庫支出金や市債などで財源補填されますが、今回の予算は国の災害査定に向けた準備経費や応急復旧経費のため、市の単独費となりまして、財政調整基金にて財源調整をするものでございます。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第5号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

異議なしと認めます。よって、承認第4号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

◆日程第10 議案第57号 飛騨市デジタル防災行政無線整備工事の請負契約の締結について

◎議長（井端浩二）

日程第10、議案第57号、飛騨市デジタル防災行政無線整備工事の請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。

飛騨市デジタル防災行政無線整備工事の請負契約の締結について。市は、工事の請負契約を次のとおり締結する。1、契約の目的、飛騨市デジタル防災行政無線整備工事。2、契約の方法、総合評価落札方式一般競争入札。3、契約金額、12億6,280万円。4、契約の相手方、記載のとおりとなります。5、工事の場所、飛騨市全域。6、工事の概要、防災行政無線（デジタル同報系）一式。7、応札者数、4者。8、落札率、86.12%。9、財源、緊急防災・減災事業債。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

異議なしと認めます。よって、議案第57号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◆日程第11 議案第58号 財産の取得について（スクールバス）

◎議長（井端浩二）

日程第11、議案第58号、財産の取得について（スクールバス）を議題といたします。説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

議案第58号についてご説明申し上げます。

財産の取得について（スクールバス）。次のとおり財産を取得する。財産の種類、物品。財産の名称及び数量、スクールバス1台。取得の目的はスクールバスの更新でございます。取得金額、2,299万円。取得先は有限会社清水自動車整備工場です。取得の方法、指名競争入札。設置場所は古川町地内。応札者数は3者でございます。落札率は70.10%。財源は過疎対策事業債であります。本件は、バス車両の老朽化が進んでおります古川1号車を更新するもので、納期限は令和7年3月末となっています。納車後は速やかに車両の入れ替えを行いたいと考えております。また、4月に入ってから390万円の国の補助金内示があったため今回の補正で歳入計上させていただきますので、後日改めて説明をいたします。

以上で説明を終わります。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（籠山恵美子）

応札者のあと2社の名前を教えていただけますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

有限会社中畠自動車、株式会社利興でございます。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

異議なしと認めます。よって、議案第58号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◆日程第12 議案第59号 財産の取得について（小中学校校務用パソコン設備）

◎議長（井端浩二）

日程第12、議案第59号、財産の取得について（小中学校校務用パソコン設備）を議題といたします。説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

議案第59号について説明を申し上げます。

財産の取得について（小中学校校務用パソコン設備）。次のとおり財産を取得する。財産の種類、物品。財産の名称及び数量、小中学校管理サーバー、校務用パソコン、液晶ディスプレイ、プリンターの計235台でございます。取得の目的は小中学校校務用パソコン設備の更新であります。取得金額、5,863万円。取得先は株式会社中日AVシステム飛騨営業所分室。取得の方法は指名競争入札。設置場所は飛騨市内各学校8校でございます。応札者数は3者。落札率は94.23%。財源は学校施設整備基金でございます。本件は、市内8学校の校務用パソコンのリース終了に伴いまして、パソコン等の設備を更新するものでございます。納期限は8月20日を予定しており、授業等に支障のない夏休み中の機器の入れ替えを計画しておるところでございます。

以上で説明を終わります。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

異議なしと認めます。よって、議案第59号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◆日程第13 議案第60号 財産の取得について（除雪ドーザ）

◎議長（井端浩二）

日程第13、議案第60号、財産の取得について（除雪ドーザ）を議題といたします。説明を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、議案第60号についてご説明いたします。

財産の取得について（除雪ドーザ）。次のとおり財産を取得する。財産の種類は物品。財産の名称及び数量は除雪ドーザ1台です。取得の目的は除雪ドーザの更新です。取得金額、2,029万5,000円。取得先は南城建設協同組合。取得の方法は指名競争入札。設置場所は宮川町地内です。応札者数、5者。落札率は64.72%でした。財源は社会資本整備総合交付金で補助率3分の2及び辺地対策事業債を充当いたします。なお、既存車両は平成15年に取得し、購入から21年が経過したもので、老朽化により今回更新を行うものです。

以上で説明を終わります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（籠山恵美子）

5者応札して落札率64.72%って大分低いんですけど、私たち市民はどんなふうにこの状況を理解したらしいのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

除雪車両の購入をする際には重機の車両メーカーから見積もりを取りまして、それを参考に市が設計をして予定価格を設定しております。今回、指名競争入札ということで地元の自動車会社を指名したわけですけども、地元の自動車会社がメーカーから実際に仕入れができる金額で入札をしていただいたというふうに理解をしております。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（籠山恵美子）

つまり市が設定した予定価格が高すぎたということですか。独自にメーカーから取り入れたそ

の価格で、このくらいじゃないと応札できないという環境なんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

実際、市がメーカーから除雪の重機を購入しようとした場合に今回見積もりを取って設定したわけですけども、地元業者がメーカーから仕入れた場合との金額に差があったというふうに理解をしております。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

異議なしと認めます。よって、議案第60号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◆日程第14 議案第61号 財産の取得について（圧雪車）

◎議長（井端浩二）

日程第14、議案第61号、財産の取得について（圧雪車）を議題といたします。説明を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

議案第61号についてご説明いたします。

財産の取得について（圧雪車）。次のとおり財産を取得する。財産の種類は物品。財産の名称及び数量は圧雪車1台です。取得の目的は圧雪車の更新です。取得金額は4,950万円。取得先は株式会社三機工業。取得の方法は一般競争入札。設置場所は神岡町地内のひだ流葉スキー場です。応札者数は2者。落札率は78.94%でした。財源は過疎対策事業債を充当いたします。既存の車両は平成12年に取得し、24年が経過し老朽化が著しいことから今回更新を行うものです。

以上で説明を終わります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○14番（高原邦子）

先ほどの除雪ドーザは指名競争入札だったのですが、今回一般競争入札にしたその違いというのはどういう点だったのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

圧雪車というのは市内で扱える業者というのがいなくて飛騨地域あるいは近隣で扱える業者が2社ございましたが、もう少し安く購入できればということで全国で募集をかけてさらに安い価格で札を入れてくれる業者を探した結果、この入札方式でやることとなりました。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

異議なしと認めます。よって、議案第61号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◆日程第15 議案第62号 飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第27 議案第74号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）

◎議長（井端浩二）

日程第15、議案第62号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第

27、議案第74号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）については、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、私からは議案第74号にて提案しております補正予算の審議をお願いするに当たりまして、その概要についてご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度が始まって間もない段階であることから、当初予算編成後に生じた事由や国・県補助事業の内示額に合わせた事業費及び財源調整が主な内容です。また、今年度新たに実施される定額減税に伴う調整交付金事業や、令和6年度新たに非課税世帯等となる世帯に対する10万円給付及び18歳以下の子供について1人当たり5万円を上乗せ給付する国の事業を盛り込んで編成をいたしました。

それでは、本補正予算における主要施策の概要についてご説明申し上げます。

総務費では、国の施策である納税者とその同一生計配偶者及び扶養親族1人につき4万円を減税する定額減税に伴って実施される定額減税をし切れないと思込まれる方を対象とした調整給付金について、全額国庫補助金を財源に2億1,500万円を計上いたしました。このほか、地域おこし協力隊として活動した後の定住を促進するための補助金200万円を追加計上するとともに、積極的なアウトソーシングを推進するため、窓口業務を民間派遣会社に委託する費用として600万円を計上しております。また、市制20周年記念事業として市内で行われる各種行事に対する補助金の申請が当初見込みを上回ることが予想されるため、900万円を追加計上いたしております。

民生費では、令和5年度住民税非課税世帯等を対象に実施した1世帯当たり10万円の給付、さらに同世帯で扶養されている18歳以下の子供について1人当たり5万円を上乗せ給付する国の低所得者支援事業について、令和6年度において新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯に対しても同様の給付を実施することから、全額国庫補助金を財源として3,000万円を計上いたしました。このほかJAひだ「Aコープ」の移動販売事業撤退により、買い物支援がなくなる見通しであった河合・宮川町全域及び古川町信包地域において新たに当該地区の移動販売を実施いただける事業者からの申し出があったことを受け、支援に必要となる車両の購入補助金200万円を追加計上しております。次に、社会福祉施設関連の予算です。まず、社会福祉法人2法人で構成する社会福祉連携推進法人の将来に向けた経営改善計画の策定に対する支援金800万円を計上いたします。また、市内の介護施設や障害者支援施設の事業拡張に必要な整備に対する補助金300万円を計上するとともに、障害者等の就労能力等向上に向けた設備投資を図る事業所に対する補助金100万円を追加計上しております。さらに、多機能型障がい者支援センター「古川いこい」の駐車場を整備する費用に2,100万円、DV等の被害を受けた母子を保護する経費400万円を追加して計上しております。

農林水産業費では、依然続く飼料代や光熱費の高騰に加えて子牛価格の値下がりなど経営が厳しい畜産農家を支援するため、繁殖雌牛の導入に活用できる貸付金を増額するために肉用繁殖雌牛導入基金への繰出金2,500万円を計上しました。

商工費では、シーズンオフの点検により判明したスキー場施設等の修繕に係る経費1,700万円を追加計上し、来シーズンに向けての準備を進めてまいります。

土木費では、県単急傾斜地崩壊対策事業が当初の見込みよりも大幅に県補助金が採択されたことを受けまして500万円追加計上いたしました。また、能登半島地震以降、住宅の耐震診断に係る相談が増加している現状に加え、耐震後の耐震化工事のニーズが高まることを想定して必要と見込まれる所要額300万円を追加計上しております。なお、耐震診断後の個人住宅における耐震化工事への補助金額は1戸当たりの従来の120万円から200万円へと大幅に拡充することといたしました。これは県内でも最高水準の額となるものでございます。

消防費では、水害時に冠水箇所の緊急排水やアンダーパスの車両水没対策等に活用できる可搬式ポンプの購入費用100万円について、全額コミュニティ助成金を活用して計上いたしております。また、令和5年度の地元消防団退職者55名が確定したことから、退職報償金の不足見込額1,700万円を追加計上しております。

教育費では、岐阜県教育委員会から委託されている「ふるさと魅力体験事業」に係る県施設での体験活動や芸術鑑賞に必要な経費100万円を追加計上するほか、来シーズンに向けた飛騨かわいスキーコース圧雪車及びリフトのメンテナンス修繕400万円を追加計上し、安全の確保を図ってまいります。

以上、今回の補正予算は3億5,200万円を追加し、補正後の予算総額は196億7,200万円となります。なお、今回の補正予算の編成に必要となる財源につきましては、国・県支出金や特定目的基金繰入金、市債等の特定財源のほか、財政調整基金繰入金にて調整しております。

以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。条例、その他の議案につきましては、総務部長より説明させますのでよろしくお願ひいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは条例、その他の議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第62号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例については、組織の再編に係る所掌事務の見直しに伴う改正でございます。

議案第63号、飛騨市税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正のうち、施行日が令和6年4月1日以外のものについて改正するものでございます。

議案第64号、飛騨市土地開発公社定款の一部を改正する定款については、理事会の簡易な議決事項について書面表決を認めるための改正です。

議案第65号、飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更については、事業の追加に伴う計画の変更です。

議案第66号、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い規約を変更するため議決を求めるものでございます。

議案第67号、飛騨市多機能型障がい者支援施設条例の一部を改正する条例については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う改正です。

議案第68号、飛驒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行規則の改正に伴う改正です。

議案第69号、飛驒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行規則の改正に伴う改正です。

議案第70号、飛驒市教員住宅設置条例の一部を改正する条例については、宮川小学校教員住宅の廃止に伴う改正です。

議案第71号及び議案第72号は、いずれも地籍調査事業による字区域の変更です。議案第71号は河合町角川XII地区、議案第72号は神岡町西VIII地区となります。

議案第73号、飛驒市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例については、運用基金の積み増しに伴う改正です。

以上で提出議案の説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で説明が終わりました。ただいま説明のありました議案第62号から議案第74号までの13案件につきましては、6月26日から6月28日までの3日間、質疑を予定しております。質疑のある方は発言通告書によりお願いいたします。なお、質疑・一般質問の発言通告書は6月20日、木曜日、午前10時が締め切りでありますのでお願いいたします。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、6月19日から6月25日までの7日間を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、6月19日から6月25日までの7日間は議案精読のため休会とすることに決しました。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会といたします。お疲れ様でした。

（閉会 午前11時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会議長

井端 浩二

飛驒市議会議員（2番）

中田 利昭

飛驒市議会議員（3番）

小笠原 美保子